

取扱職種の範囲等の明示書

事業所名 長崎県立佐世保高等技術専門学校

本校は、職業安定法（以下「法」という）第三十三条の二に定める「学校等の行う無料職業紹介事業」を行っており、法第三十二条の十三に定める「取扱職種の範囲等の明示等」について下記のとおり明示します。

1. 職業紹介対象者の範囲

本校の訓練生及び本校修了後1年未満の者（以下「訓練生」という）とします。

2. 取扱職種の範囲等

「訓練生」を対象とする全ての職種とします。

以下に該当する求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

- 若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

3. 苦情の処理に関する事項

本校は、職業安定機関と連携を図りつつ、当該事業に係る苦情に対しては、迅速・適切に対応いたします。

4. 個人情報の取扱に関する事項

本校は、求職者又は求人者から知りえた個人的な情報は、別に定める「無料職業紹介事業に係る個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

無料職業紹介事業に係る個人情報適正管理規程

長崎県立佐世保高等技術専門校

1. 個人情報の取扱者は、職業紹介業務担当者の統括者である企画広報室長とする。
2. 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。
また、校長は、公共職業安定所から個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮すること。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、訓練生等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱に係る苦情処理担当者は、企画広報室長とする。